（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の船員法及び第二条の規定による改正後の船員職業安定法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十五条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改める。

（海難審判法の一部改正）

第十六条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の二第一項及び第二十二条の三第一項」に改める。

第四十九条中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十五第二項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に改め、同項第二号中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

附則第九条第十五項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十八条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十六号中「船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録（第三十二号に掲げるものを除く。）」に改め、同号㈦を同号㈧とし、同号㈣から㈥までを同号㈤から㈦までとし、同号㈢の次に次のように加える。

㈣　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第百三十七号の二を次のように改める。

百三十七の二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による登録		
㈠　船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録生存講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録消火講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　船員法第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百三十六号㈣並びに第百三十七号の二㈠及び㈡に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同表第百三十六号㈣中「船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第十条第二項（登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為）の登録」と、同表第百三十七号の二㈠中「船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録生存講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第二条第二項（登録生存講習機関の登録に関する準備行為）の登録」と、同号㈡中「船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録消火講習機関の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第四条第一項（登録消火講習機関への準用）において準用する同法附則第二条第二項の登録」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十七の四の項中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二十二条　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「特定地方公共団体（」を削り、「に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに」を「」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項」と、「」に、「船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項」を「同条第五項」に改め、「同法」を削り、「募集情報等提供」の下に「を業として」を加え、「労働者の募集に関する情報を提供すること」を「第六条第九項に規定する船員募集情報提供事業を」に改め、「（特定地方公共団体を含む。）、事業主、」を削り、「は「、事業主、」を「は「」に改め、「特定地方公共団体」及び「、特定地方公共団体」を削る。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第七十三条」を「第七十三条第一項」に、「命令」を「政令」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第二十四条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の二中「第六条第四項」を「第六条第四項に規定する特定地方公共団体、同条第五項に」、「同条第五項に」を「同条第六項に」に改め、「、地方運輸局」の下に「、船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加え、「第二十一条（」を「第二十二条（」に、「公共職業安定所、」とあるのは「公共職業安定所若しくは」を「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体」とあるのは「」に、「」と、「公共職業安定所長」を「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体、船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」と、「同法」とあるのは「職業安定法」と、「公共職業安定所長」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「の各号」を削り、同条第二号中「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第九条第一項中「、第四十三条」を削り、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定（船員職業紹介事業に関し必要な事項に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第二項、第二十一条」を「第二十二条まで（第二十一条第一項及び第三項を除く。）」に改める。